旧尾白内小学校職員住宅貸付に係る

実施要領

森　　　　町

１．はじめに

　　　この要領は、森町(以下「町」という。)が所有している旧尾白内小学校職員住宅（以下「住宅」という。）を貸し付けるにあたり、必要な事項を記載しています。対象の住宅の状況や貸付にあたっての条件などを記載しておりますので、借り受け希望の方は本要領の記載事項を承知の上申し込みをしてください。

２．申し込み場所

　　　森町役場　契約管理課管財係

北海道茅部郡森町字御幸町144番地1

　　　　　　　　　　　　　電話01374-7-1088

　　　　平日の午前8時30分から午後5時15分まで

３．受付期間

　　　令和7年8月4日から令和7年8月29日まで

４．貸付する物件

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 物件番号 | 所在地 | 番号 | 延べ床面積 | 建築年月 | 構造 | 賃借料 |
| １ | 森町字尾白内948 | 1号棟 | 73.71㎡ | H3.11 | 木造平屋建て | 月額18,800円 |
| ２ | 森町字尾白内948 | 9号棟 | 73.71㎡ | H10.12 | 木造平屋建て | 月額18,300円 |

５．貸付対象者

　　外国人技能実習生の住居が必要な町内事業者(個人または法人格を有する者)。ただし、下記各号に該当する者の申し込みは認めません。

　　(1)森町暴力団排除条例第2条第6項に規定する、暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団経営支配法人等

　　(2)町税に滞納がある者

６．申し込み方法等

申し込みをされる方は、次の提出書類に必要事項を記入の上、直接担当課に持参又は郵送してください。電話・ファックス・メール等による提出は認めません。

本要領及び申し込み関係書類の様式等は、森町ホームページ(http://www.town.hokkaido-mori.lg.jp/)においてダウンロードすることができます。

　　(1)提出書類　　　（ア）個人が申し込む場合

　　　　　　　　　　　　①申込書　②身分証明書の写し（免許証・パスポート等）

（イ）法人が申し込む場合

①申込書（必ず法人番号を記載してください）

７．借受人の決定

（1)申し込みの受付

　　　申込期日後や書類に不備があった場合は受付できません。

　　(2)貸付の決定

　　　　　締め切り後、申込者1人の場合は貸付予定者となります。複数の申し込みがあった場合は、くじ引きにて貸付予定者を決めます。

　　(3)決定の通知

　　　　貸付予定者となった場合、下記の書類を提出してください。

(個人の場合)　・納税証明書

（法人の場合）　・全部事項証明書・定款・納税証明書

書類提出後に「５．貸付対象者」の各号に該当しないことが確認できましたら、決定通知書を交付します。なお、権利は他人に譲渡することはできません。

８．その他

　　(1)貸付物件は、現状有姿(残存物含む)での貸付となるため、現状を確認のうえ、状態について疑義が生じないようにしてください。

　　　　なお、8月7日、21日、28日の午後4時より内見が可能です。内見には申し込みが必要となりますので、下記問い合わせ先まで申し込みください。

　　(2)貸付物件に修繕・交換・模様替え等を行う場合は原則として費用は借受人の負担となります。なお、大規模修繕を行う場合町と協議を行ってください。

　　(3)本契約の締結及び履行に必要な一切の費用は、借受者の負担となります。

　　(4)その他記載のない事項においては、別途協議を行ってください。

９．問い合わせ先

　　　　森町役場　契約管理課　管財係　℡01374－7－1088

　　　　※問い合わせは、土日、祝祭日除く午前8時30分から午後5時15分まで。